

奈良市国土強靱化地域計画

～ 「わたし」からはじめる、強くて、しなやかな
「わたしたち」の市、奈良へ ～

（ 第 5 版 ）

令和 7 年 3 月 2 5 日

奈 良 市

目 次

第1章 総 論	1
1. 国土強靱化の理念	
2. 計画策定の趣旨	
3. 計画の位置づけ	
4. 計画の期間等	
5. 計画の構成	
第2章 奈良市の概況	7
1. 市の概況	
2. 過去の災害履歴	
3. 奈良市第5次総合計画の概要	
第3章 基本的な考え方	11
1. 奈良市の目指す姿	
2. 基本目標	
3. 強靱化推進にあたっての留意事項	
第4章 脆弱性評価	14
1. 脆弱性評価とは	
2. 想定するリスク	
3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	
第5章 強靱化施策の推進方針	18
1. リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	
2. 基本目標1：人命を守る	
① 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
② 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
3. 基本目標2：市民の生活を守る	
③ 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
④ ライフラインの確保	
⑤ 二次災害の防止	
4. 基本目標3：迅速な復旧・復興を可能にする	
⑥ 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
第6章 計画の推進と不断の見直し	56
1. 計画の推進と進捗管理	
2. 市の他の計画等の必要な見直し	
3. 計画の不断の見直し	

別紙「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に基づき抽出した課題」

文書の新規発行・改正

(作成部署：危機管理課)

版数	改正・施行年月日	改正の内容等
素 案	作成：令和元年１１月７日	各部局からの意見聴取のために作成した素案
第１版	作成：令和元年１２月３日 施行：令和元年１２月３日	各部局からの意見の反映
第１－ ２版	作成：令和２年２月２０日 施行：令和２年２月２０日	各府省庁の補助金等の重点化に対応するための事業の具体化
第２版	作成：令和３年１２月２８日 施行：令和３年１２月２８日	計画期間や市の目指す姿等の第５次総合計画に合わせた改定
第３版	作成：令和５年３月７日 施行：令和５年３月７日	各部局からの意見の反映及び各府省庁の補助金等の重点化に対応するための事業の具体化
第４版	作成：令和６年３月２９日 施行：令和６年３月２９日	各部局からの意見の反映及び各府省庁の補助金等の重点化に対応するための事業の具体化
第５版	作成：令和７年３月２５日 施行：令和７年３月２５日	各部局からの意見の反映及び各府省庁の補助金等の重点化に対応するための事業の具体化

第1章 総論

1. 国土強靱化の理念

平成25年12月11日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法の前文で掲げられているように「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、「国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定、（平成30年12月14日変更）」に沿って、政府は一丸となって取組を推進してきた。

この国の基本計画の中において、国土強靱化の理念が明記されている。

【国土強靱化の理念】

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれてきた。そして、規模の大きな災害であればあるほどに、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきた。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なる。大地震等の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

この国土強靱化に向けた官（国、地方公共団体）民（住民、民間事業者等）による取組を精力的に進め、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない国家及び社会の重要な機能を平時から確保しておくことは、地域住民の生命・財産、産業競争力及び経済成長力を守るのみならず、国・地方公共団体・民間それぞれに、状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらす。また、国土強靱化の推進による新規市場の創出や投資の拡大等によって国の成長戦略に寄与することで、我が国の経済成長の一翼を担い、国際競争力の向上、国際的な信頼の獲得をもたらすものである。

このため、国土強靱化に向けた取組を府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、総合的に推進することとする。

国の基本計画策定を受け、奈良県においても、奈良県の防災・減災対策の継承を念頭に置きつつ、あらためて奈良県の自然災害に対する脆弱性を評価し、県土の強靱化を図ることを目的に、平成28年5月、「奈良県国土強靱化地域計画」を策定し、令和3年3月には、近年の災害の経験と教訓を踏まえた見直しを行い「第2期奈良県国土強靱化地域計画」を策定した。

奈良県は、この計画の中において、「奈良県の目指す姿」及び「基本目標」を明らかにしている。

【奈良県の目指す姿】

奈良県は、温暖な内陸性気候であり、災害が比較的少ない地域と言われてきた。しかし、過去には宝永地震や伊賀上野地震など、大地震による被害が県内でも発生したことが記録されている。また、明治の十津川大水害、伊勢湾台風、大和川大水害など幾度となく大きな水害が発生しており、平成23年9月には、台風第12号がもたらした大雨により南部・東部の山間地域を中心に大規模な土砂災害が発生し、多くの貴い命が失われたことは忘れてはならない。

また、近年の状況をみると、平成29年台風第21号のほか、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨といった風水害や、平成28年熊本地震や平成30年大阪北部地震といった地震災害など、大規模な災害が全国各地で頻発している。

災害は、社会のあり方によって被害の状況が大きく異なる。このため、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、平時から大規模自然災害等への備えを行うことが重要である。

このため、本計画に基づく強靱化対策を推進し、大規模自然災害等に強い県土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう県民の力を向上させることにより、自然災害による死者ゼロの「災害に日本一強い奈良県」を目指す。

【基本目標】

基本法では第14条で「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえた上で、「災害に日本一強い奈良県」との目指す姿のもと、奈良県では次の3つを基本目標とする。

自然災害の発生を可能な限り予測し、災害発生時にも

- (1) 人命を守る 災害による死者をなくす
- (2) 県民の生活を守る できる限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る
- (3) 迅速な復旧・復興を可能にする

2. 計画策定の趣旨

基本法第4条において「地方公共団体の責務」、第13条において「国土強靱化地域計画」について記述されている。

【地方公共団体の責務（第4条）】

地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

【国土強靱化地域計画（第13条）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国における基本計画と同様、地域における国土強靱化に係る計画等の指針（いわゆる「アンブレラ計画」）としての性格を有するものである。

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものである。

これら国土強靱化地域計画の性格・意義を考慮すると、奈良市総合計画との調和が特に重要となる。

奈良市総合計画が目指す本市の将来像を踏まえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害などが発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ、「強靱な奈良」のまちを作るための施策を、総合的かつ計画的に推進する指針として、「奈良市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

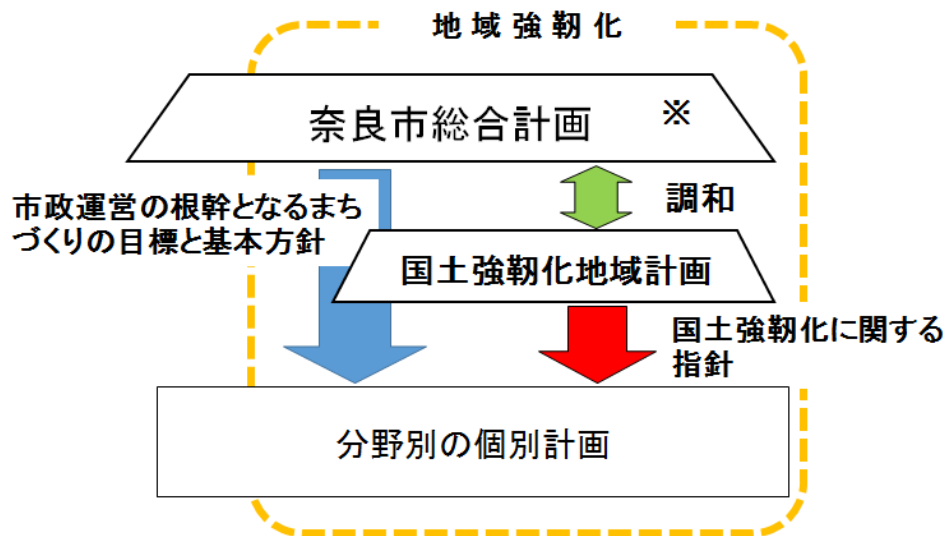
3. 計画の位置づけ

(1) 計画の性格及び奈良市総合計画との関係

前項で述べたとおり、国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国における基

本計画と同様、アンブレラ計画としての性格を有するものであることから、奈良市総合計画との調和が不可欠である。

図1-1 アンブレラ計画のイメージ（奈良市総合計画との関係）



※奈良市総合計画策定の意義

市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示したもの。

(2) 地域防災計画及び業務継続計画との関係

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から災害対策基本法に基づく地域防災計画に対しても指針となるものであり、国土強靱化地域計画の策定後は、その指針に基づき、地域防災計画の見直しを行う必要がある。

また、業務継続計画策定等による業務継続性の確保は、国土強靱化の観点からも重要な取組であり、必要に応じて業務継続計画を国土強靱化地域計画の策定に反映させる。

(3) 地方創生（地方版総合戦略）との関係

国土強靱化と地方創生を効率的・効果的に連携させるよう、地域における非常時と平常時の課題を同時に解決する一石二鳥の発想を持つことが必要である。

(4) インフラ長寿命化計画（公共施設等総合管理計画）との関係

国土強靱化地域計画とインフラ長寿命化の行動計画を、効果的・合理的に推進するために、相互に連携して整合性を持たせることが重要である。

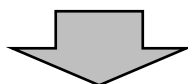
4. 計画の期間等

本計画が対象とする期間は、奈良市第5次総合計画の前期「推進方針」の期間である、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とする。

5. 計画の構成

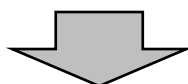
第1章 総論

計画策定の趣旨や位置づけ等を提示



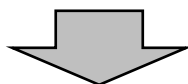
第2章 奈良市の概況

- 1 奈良市の特性、奈良市において想定される主な災害等を整理
- 2 奈良市第5次総合計画において目指すまちの姿とまちの方向性を整理



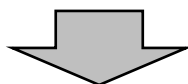
第3章 基本的な考え方

- 1 奈良市の目指す姿を提示
- 2 その目指す姿のもと、「基本目標」を設定



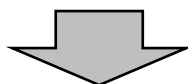
第4章 脆弱性評価

- 1 どのような災害に対して強靱性を図るかを「想定するリスク」として設定
- 2 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、現状と比較した脆弱性の評価を実施



第5章 強靱化施策の推進方針

- 1 奈良市を強靱化するために必要な施策の推進方針を策定
- 2 リスクシナリオごとの推進方針のほか、施策分野ごとの推進方針についても策定



第6章 計画の推進と不断の見直し

- 1 進捗状況を管理するとともに、必要に応じて市の他の計画を見直し
- 2 計画の不断の見直し

第2章 奈良市の概況

1. 市の概況

(1) 地勢上の特性

本市は、奈良県の北部に位置し、北は京都府、東は山添村、宇陀市、三重県伊賀市、南は桜井市、天理市、大和郡山市、西は生駒市と接しており、大阪市からは約 25 km、京都市からは約 35 km、いずれも電車で 1 時間程度に位置している。

地形的には、奈良盆地の北辺と大和高原の北西の一部を占め、佐保川、率川及び岩井川による舌状台地の平坦部に旧市街地が広がり、その南に鹿野園台地と今市台地が連なっている。東部は合併された都祁・月ヶ瀬地区も含め広大な山間地域を形成し、北方は佐保と佐紀の丘陵が京都府に接する。西方は西の京丘陵と矢田丘陵が生駒山地に続き、南は低平に開けて盆地に続いている。

面積は、276.94 km²で、奈良県の総面積の約 7.5%を占めており、東西 33.51 km、南北 22.22 kmで、東西に長い形をしている。

また、観光客が、令和元（2019）年には年間約 1,700 万人を超えた観光都市である。

(2) 人 口（過去約 30 年間の人口動態）

年次 (国勢調査)	総人口	男	女	人口 増加率	人口密度 (人/km ²)
平成 7 年 10 月	359,218 人	171,926 人	187,292 人	2.8%	1,698
12 年 10 月	366,185 人	173,652 人	192,533 人	1.9%	1,731
17 年 10 月	370,102 人	174,469 人	195,633 人	1.1%	1,337
22 年 10 月	366,591 人	171,410 人	195,181 人	▲0.9%	1,324
27 年 10 月	360,310 人	167,899 人	192,411 人	▲1.7%	1,301
令和 2 年 10 月	355,011 人	166,439 人	188,572 人	▲1.5%	1,282
6 年 10 月 (住民基本台帳)	347,737 人	162,365 人	185,372 人	▲2.1%	1,256

2. 過去の災害履歴

(1) 本市に災害をもたらした近年の主な災害

発生年月日・名称	被害地域	規模等	市での被害状況
昭和36年9月16日 第2室戸台風	県全域 平坦部 風害甚大	最大瞬間風速 42.4m/s 以上	死傷者14人 (うち死亡2人) 被害戸数574戸 (うち全壊133戸)
平成7年1月17日 兵庫県南部地震	県全域	M7.3 奈良は震度4	負傷者2人、 住家一部損壊62戸 非住家一部損壊8戸
平成10年9月22日 台風7号	県全域	最大瞬間風速 37.6m/s	負傷者16人 住家一部損壊660戸 床上浸水1戸 床下浸水1戸 道路破損12箇所 崖崩れ1箇所 停電14,000世帯 被害総額約16億円
平成30年6月18日 大阪府北部地震	県北部	M6.1 市は震度4	負傷者2人 住家一部損壊1戸 文教施設27箇所

(2) 過去20年間における浸水履歴

年	区 分	床下浸水 (件)	床上浸水 (件)
平成17年	小範囲	1	—
18年		2	—
19年		2	—
20年		2	—
21年		4	—
22年		19	—
23年		1	—
24年		63	1
25年		59	15
26年		7	7
27年		5	2
28年		35	—
29年		6	—
30年		8	2
令和元年		2	1
2年	—	—	—
3年	—	2	—
4年	—	—	—

令和5年	—	1	—
6年	—	—	—

3. 奈良市第5次総合計画の概要

(1) 策定の趣旨等

総合計画は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための市政全般に係る施策の基本的な方向を体系的に明らかにするものである。

全国的な少子高齢化や人口減少の進行、地球規模での環境問題の深刻化や大規模自然災害の発生、IT技術の革新、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、本市を取り巻く情勢が大きく変化している。このような状況において、まちづくりの目標を市民と行政が共有することが重要であることから、目指すまちの姿を示すために策定するものであり、都市の将来像である「2031年のまちの姿」とその実現に向けた具体的なまちの方向性を定める「未来ビジョン」、その実現に向けて取り組む施策の方向性を体系的に明らかにする「推進方針」で構成する。

(2) 「未来ビジョン」における2031年のまちの姿とまちの方向性

市民と行政がともに目指す奈良市の将来像として、2031年のまちの姿とその実現に向けた具体的なまちの方向性を次のとおり設定する。

〈2031年のまちの姿〉

「わたし」からはじめる「わたしたち」のまち 奈良
ひとりひとりが「わたし」の人生をつくっていくように、「わたしたち」自身が主役となって、夢や希望にあふれる未来をつくっていきけるまちを目指します。

〈まちの方向性〉

- I 誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち
- II 地域の特性をいかした様々な働き方にチャレンジできるまち
- III 誰かのやりたいことが他の誰かのやってほしいことになる機会をみんなでつくっていきけるまち
- IV 命と生活を守るために自分たちで考え行動できるまち

(3) 基本姿勢

「未来ビジョン」は、「自分たちが主役となって未来をつくる」ことや、「他

者とのつながりがある」、「互いの個性やチャレンジを認め合う」、「居場所がある」、「人のことも自分のこととして考える」ことが大切という市民の声を基に、本市の具体的な将来像を描いたものである。この将来像を実現し、市民の思いに応えるために、行政が施策に取り組むに当たっての「基本姿勢」を次のとおり設定する。

〈基本姿勢〉

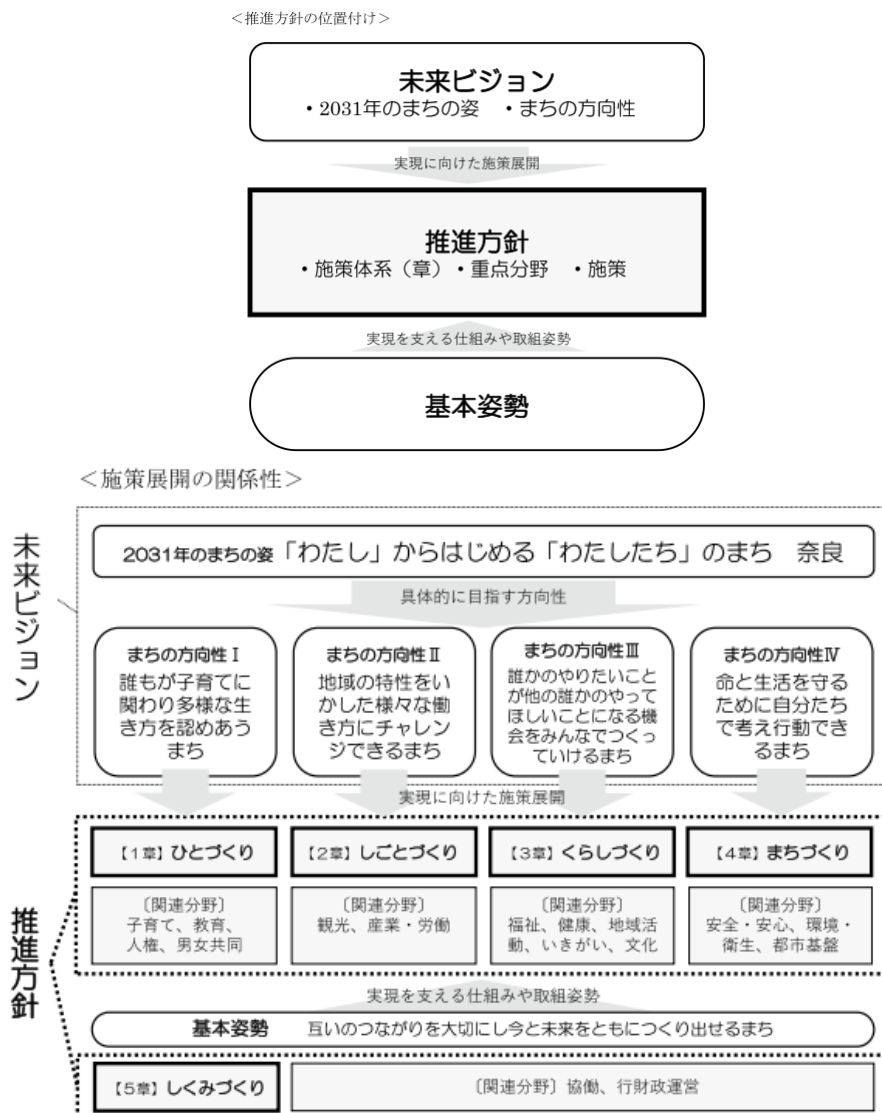
互いのつながりを大切にし 今と未来をともに作り出せるまち

市民と行政の協働によって、ひとづくり、しごとづくり、くらしづくり、まちづくりを進める。効果的に市民サービスを提供するとともに、健全な行財政運営を推進するまちを目指す。

(4) 「推進方針」の施策の体系

「未来ビジョン」で設定した「2031年のまちの姿」と「まちの方向性」の実現に向けて、重点的に推進する分野を明らかにするとともに、各分野で取り組む施策の方向性を具体的に示す。

推進方針の目標年度は、2026（令和8）年度とする。



第3章 基本的な考え方

1. 奈良市の目指す姿

- (1) 国土強靱化基本計画及び奈良県国土強靱化地域計画に掲げられた理念等

国土強靱化基本計画	奈良県国土強靱化地域計画
「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。 『強くて、しなやかなニッポンへ』	強靱化対策を推進し、大規模自然災害等に強い県土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう県民の力を向上させることにより、自然災害による死者ゼロの『災害に日本一強い奈良県』を目指す。

- (2) 市の目指す姿

強靱化施策を推進し、大規模自然災害等に強いまち作るとともに、市民が自らの命と生活を守ることができるよう市民の力を向上させることにより、

**『「わたし」からはじめる、強くて、しなやかな
「わたしたち」の^{まち}市、奈良』**

を目指す。

【解説】

中央防災会議が、平成30年12月26日に防災大臣に報告した「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について」により、「これまでの『行政主導の取組を改善することにより防災対策を強化する』という方向性を抜本的に見直し、住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会構築」との考え方が示されたところである。

この考え方を受け、『自らの命は自らが守る』意識、自助・共助の重要性を、奈良市第5次総合計画にある奈良市の将来像「「わたし」からはじめる「わたしたち」のまち 奈良」と調和させて表現したものである。

2. 基本目標

(1) 国土強靱化基本計画及び奈良県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標

国土強靱化基本計画	奈良県国土強靱化地域計画
① 人命の保護が最大限図られること ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興	① 人命を守る 災害による死者をなくす ② 県民の生活を守る できる限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る ③ 迅速な復旧・復興を可能にする

(2) 市の基本目標

- ① 人命を守る
- ② 市民の生活を守る
- ③ 迅速な復旧・復興を可能にする

3. 強靱化推進にあたっての留意事項

国土強靱化基本計画及び奈良県国土強靱化地域計画を踏まえ、次の点に留意して強靱化に係る施策を推進する。

(1) 長期的、広域的観点からの施策の推進

- 本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討するとともに、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 市内のみならず、市域を越えて広範囲に被害を及ぼす巨大災害を念頭に、広域的な視点を持って施策を推進する。

(2) 効果的な施策の推進

- 地域の状況に応じて災害リスクを予測し、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 「自助」及び「共助」による地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（本市、県、国等）と民（市民、事業者）が役割分担して取り組む。
- 国、県、民間事業者等と十分連携を図る。
- 各施策が非常時に効果を発揮するだけでなく、平常時においても有効に活用される対策となるように取り組む。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本を有効活用する等により費用を縮減するなど、限られた財源の中で効率的かつ効果的に施策を推進する。
- 施設等の効率的、効果的な維持管理やデジタル技術の活用に努める。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 紀伊半島大水害等、過去の災害での経験・教訓の継承や、科学的知見に基づく調査研究の成果を普及する。
- 豊かな自然と貴重な文化財を有する本市の特性を踏まえ、自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮して施策を推進する。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人などの多様な視点をもって施策を推進する。
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上を支援するとともに、強靱化の担い手を育成し、その活動環境の整備に努める。
- 地域活性化等にもつながり、本市の持続的成長の促進に寄与する取組を進める。

第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価とは

本市の強靱化を推進するにあたり、大規模自然災害に対する脆弱性評価を行った。

脆弱性評価では、まず、本市に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定するリスク」として定め、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地域的特性、気候的特性、社会経済的特性等を踏まえ「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

2. 想定するリスク

市民生活や経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画及び奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、風水害、土砂災害それぞれについて、次のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭に置きながら、検討を進めた。

(1) 地震

① 内陸型地震（第2次奈良県地震被害想定調査報告書より）

地震被害想定調査では、8つの起震断層を対象としているが、本計画においては、特に大きな被害を及ぼす奈良盆地東縁断層帯地震、中央構造線断層帯地震、生駒断層帯地震の3つを対象として被害を想定する。なお、避難者数については、平成28年の熊本地震時の熊本市におけるピーク時最大避難者数が約11万人で人口の約14.7%であったことを基に、約5万人と想定する。

	奈良盆地東縁 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	生駒断層帯 地震
市内最大震度	7	6 強	6 強
死者(人)	1,159	497	848
負傷者(人)	4,536	5,589	4,001
住家全壊(棟)	29,670	12,497	21,675
住家半壊(棟)	17,705	18,087	18,910
炎上出火(件)	328	151	226
断水(世帯)	134,973	85,794	133,445
停電(世帯)	136,049	135,621	135,646
ガス供給停止(世帯)	102,278	102,278	102,278

② 南海トラフ巨大地震（海溝型地震：内閣府が公表した被害想定より）

海溝型地震として南海トラフ巨大地震が想定されるが、奈良県が市町村ごとの見積もりを作成していないため、県全体の被害想定を示す。

- ・ 県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース (被害が最小の場合)		陸側ケース (被害が最大の場合)	
県内市町村における 最大震度の分布	6 強	2 市町村	6 強	27 市町村
	6 弱	35 市町村	6 弱	12 市町村
	5 強	2 市町村	5 強	な し
死 者 数	約 60 人		約 1,300 人	
建物全壊棟数	約 6,500 棟		約 38,000 棟	

- ・ 県内における施設等の被害想定

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン 施設被害	上水道（断水人口）	約 120 万人
	下水道（支障人口）	約 97 万人
	電力（停電軒数）	約 88 万軒
	固定電話（不通回線数）	約 15 万回線
	都市ガス供給停止戸数	約 3 万 8 千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約 930 箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約 590 箇所
避難者数	発災 1 日後	約 10 万人
	発災 1 週間後	約 26 万人
	発災 1 か月後	約 20 万人
帰宅困難者数		約 12～15 万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37 施設
孤立可能性のある集落数（農家集落）		47 集落

(2) 風水害

① 台 風

近年、地球温暖化に伴う海水温の上昇により、台風の勢力が本州周辺でも衰えることなく、強い勢力を保ったまま本土に接近する傾向が強いため、第2室戸台風時よりも大きな台風被害を想定することも必要である。

② 集中豪雨等による水害

大雨による河川の氾濫や、排水路等からの溢水による浸水被害が想定される。

氾濫した場合に地域に対する影響が大きい国管理河川の佐保川及び木津川、県管理河川の富雄川、佐保川、秋篠川、地藏院川、岩井川、能登川及び高瀬川については、浸水想定区域が国、県により指定・公表されている。

また、令和3年5月の水防法改正により、中小河川も洪水浸水想定区域の指定対象として追加された。

本市は、洪水浸水想定区域をハザードマップにより広く市民に周知している。

また、上記河川が氾濫するような大雨の場合には、既にその他河川も氾濫しており、排水路等からも溢水していると想定される。

(3) 土砂災害

大雨による土石流、がけ崩れ、地すべりによる土砂災害が想定される。

土砂災害の発生するおそれのある土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）等については、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域が県により指定されている。また、同様に、山地に起因する土砂災害の発生するおそれのある山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）についても、土砂被害を受ける範囲を把握しておく必要がある。

3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本市の特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合等を行い、市の脆弱性評価の前提となる「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定した。

① 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1	地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生
1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態の発生
1-4	避難行動の遅れ等による死傷者の発生
② 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1	食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞
2-2	警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
2-3	被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生
2-4	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
③ 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
3-1	市職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下
3-2	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下
④ ライフラインの確保	
4-1	社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
4-2	上水道、污水处理施設等の長期間にわたる供給停止
4-3	幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止
⑤ 二次災害の防止	
5-1	ため池、ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生
5-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
⑥ 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

第5章 強靱化施策の推進方針

1. リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、奈良市の強靱化を実現するために必要な施策の推進方針を示す。

第4章で示した、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、市等が実施している取組を整理して課題を抽出した。

抽出した課題を踏まえた推進方針を次項以降に記述するものである。

次項以降における記述要領は、図5-1のとおりである。

図5-1 次項以降における記述要領

別紙「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に基づき抽出した課題」

基本目標	リスクシナリオ	抽出した課題
1. 人命を守る	① 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
	1-1 地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	【耐震化の促進】 【住宅等における安全の確保】 【市街地等における安全の確保】 【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】 【外国人観光客及び帰宅困難者対策】
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生	【河川整備等総合的な治水対策の推進】 【洪水ハザードマップ活用との促進と水防情報の強化】
	1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態の発生	【土砂災害対策の推進】 【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制整備】 【ため池の防災対策】
	1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生	【災害時の確実な情報の伝達】 【災害時要援護者支援対策】 【住民避難に係る体制づくりと施設の整備等】 【防災知識の普及啓発・防災教育】
	② 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
	2-1 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞	【非常用物資の確保】 【救援物資等の搬送の確保】

次項以降の記述要領

2. 基本目標1：人命を守る

① 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐ

【耐震化の促進】

○地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、市有建築物の耐震化をはじめ……

2. 基本目標1：人命を守る

① 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐ

【耐震化の促進】

- 地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、市有建築物の耐震化をはじめ奈良市耐震改修促進計画を推進するとともに、国の住宅・建築物安全ストック形成事業及び建築物耐震対策緊急促進事業等を推進することにより、住宅・建築物の耐震性等の向上、安全性確保を図るための支援を行い、住宅・建築物の耐震化を促進する。(都市整備部)
- 耐震性が不十分である市営住宅については、入居者の安全確保の観点から今後のあり方について検討するとともに、耐震性のある市営住宅や民間賃貸住宅等への住み替え支援を行い、地震による被害の軽減を図る。(都市整備部)
- 学校施設については概ね構造体の耐震化は完了しており、特に災害時の避難場所として使用される小中学校屋内運動場のトイレ改修について集中的に取り組んできたところである。しかし、多くの校舎等において老朽化が進んでいることから、非構造部材である外壁の改修やサッシ等の入替作業など、耐震化の一層の促進を図る。(教育委員会)
- 保育所・認定こども園、児童館、人権文化センターなどの社会福祉施設において更なる耐震化を促進するとともに、計画的な改修を行う。(市民部・福祉部・子ども未来部)
- 民間社会福祉施設の耐震化に対する財政的支援を、国の補助金等を活用しながら行う。(福祉部・子ども未来部)
- 地震による緊急輸送道路ネットワークの遮断を回避するため、緊急輸送道路上等にある橋梁等の耐震化を推進する。(建設部)
〔別表2のとおり〕

【住宅等における安全の確保】

- 地震時における各住宅の家具の転倒防止対策等の普及・啓発を図る。(危機管理監)
- 家庭内の地震対策として、ガラス飛散防止、通電火災防止、住宅用火災警報器・感震ブレーカーの設置など、市民が自ら積極的に出火防止対策を実施できるよう指導するとともに、特に高齢者単身世帯を中心に普及活動を進める。(消防局)
- 空き家が増加する中で、地域の住民の安全を確保し、住み続けられる地域づくりを進める観点から、空き家の利活用や除却等を促すため、空き家対策総合支援事業を推進する。(都市整備部)
- 市営住宅については、防災対策、老朽化対策及び安全確保並びに住環境整備のために、長寿命化計画に基づき団地別又は住棟別に応じた予防保全的な管理と修繕を行いつつ、改善工事を行う公営住宅等ストック総合

改善事業及び改良住宅等ストック総合改善事業を推進する。(都市整備部)

- 住宅の新築において中間検査、完了検査を徹底することにより法的確かな執行を確保する。また、既存建築物について定期報告制度や防災査察による出火防止対策を実施し安全性等を確保する。(都市整備部)

【市街地等における安全の確保】

- 奈良県都市計画区域マスタープランを上位計画として策定した奈良市都市計画マスタープランでは、都市防災に配慮したまちづくりを推進するため、災害に強い都市基盤の創出、市街地の防災機能強化をまちづくりの方針として掲げており、安全・安心のまちづくりに継続して取り組む。(都市整備部)
- 市街地における道路空間の確保は、迅速な避難が可能になるほか緊急車両の通行に資するなど防災上有効であるため、今後も着実に改良を進める。(都市整備部・建設部)
〔別表1のとおり〕
- 災害時の確実な避難や応急対策ができるよう、道路の安全性を高めるため、また、電柱の倒壊に伴う大規模停電を防止するため市街地等の幹線道路における無電柱化を推進する。(建設部)
〔別表1のとおり〕
- 大地震時の宅地の安全性を確保するため、第1次スクリーニングとして大規模盛土造成地の概ねの位置や規模について調査を終え、公表し大規模盛土造成地マップの周知を図る。また、基礎資料となる造成築造年代調査等の作業を進める。(都市整備部)
- 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、路面下空洞調査を実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。(建設部)

【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

- 国宝、重要文化財等の文化財が多い本市においては、災害時における文化財の倒壊・損傷及びそれに伴う人的被害の低減を図るため、保存修理や環境整備などの整備を着実に実施するとともに、引き続き関係機関などが連携した啓発活動や防災・防火設備の設置促進、修理等の支援、安全確保などの取組を推進する。(教育委員会・消防局)
- 被災した場合には、マスメディア等を通じて復旧復興状況を積極的に発信し、被災後の歴史的観光都市イメージの回復につなげるとともに観光産業の復興を促進する。(総合政策部・観光経済部)

【外国人観光客及び帰宅困難者対策】

- 外国人観光客向けの避難場所の確保、災害情報等の多言語対応と防災情報収集のための通信環境の確保、観光客誘導訓練及び帰宅困難者訓練の実施などを行う。(危機管理監・観光経済部・消防局)

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生を防ぐ

【河川整備等総合的な治水対策の推進】

- 本市の河川の多くは、延長は長いが流域面積が小さいため、短時間の集中的な豪雨により浸水被害が発生しやすい形状となっており、流域内の市街化による河川への流入量の増大など都市型河川特有の性質に基づく脆弱性を有していることから、ハード整備とソフト対策が連携した流域全体の総合的な治水対策が必要であり、更なる取組を進める。（建設部）
- 近年浸水被害を引き起こした浸水常襲地域においては、再び大きな被害を発生させない災害対応型対策の重点化を図り、被害の最小化への減災対策を図るよう、排水管の入替や雨水貯留施設の整備、下水道における雨水幹線整備をはじめとする浸水対策の取組を促進する。（建設部・企業局）
- 雨水の流下機能を確保するため、定期的に河川点検を行い、河道内における堆積土砂の浚渫や樹木の伐採、除草などの維持管理をはじめ、老朽化が著しく機能低下を起こしている農業用河川工作物（井堰等）の改修や河川護岸・河床の補修も計画的に進め、国・県が管理する河川とともに流域が一体となった総合的かつ合理的な治水対策を行う。（建設部）

【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】

- 水防法改正に伴う県の洪水浸水想定区域の見直しを受けて作成した洪水ハザードマップについて、随時情報を更新し、また、防災訓練等で活用するなど住民への周知と理解の促進を図る。（危機管理監）
- 民間社会福祉施設の水害対策に対する財政支援を、国の補助金等を活用しながら行う。（福祉部・子ども未来部）

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態の発生を防ぐ

【土砂災害対策の推進】

- 民間社会福祉施設の土砂災害対策に対する財政支援を、国の補助金等を活用しながら行う。（福祉部・子ども未来部）
- 土砂災害対策施設（地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等）整備は、同時多発的に発生し、人的被害が発生する恐れがある土砂災害に対して有効であることから、ハード対策事業の実施について県と協力し、確実な土砂災害防止施設の整備を促進する。（建設部）
- 森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、管理者と地域コミュニティ等との連携を図る必要があり、県と協力し、森林整備や保全活動、環境教育等を推進し、山地災害防止を図る。（観光経済部）

〔別表3のとおり〕

【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制整備】

- 県の土砂災害警戒区域等の指定の見直しを受けて作成した住民の避難行動に資するハザードマップについて、随時情報を更新し、住民への周知を図るほか、避難訓練等を通じて土砂災害に対する避難体制を強化する。(危機管理監)

【ため池の防災対策】

- 防災重点ため池については、ため池の浸水想定、耐震性の調査を進め、防災対策の資料とするとともに、周辺住民の迅速かつ安全な避難に資するため池ハザードマップを公表する。(建設部)

1－4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生を防ぐ**【災害時の確実な情報伝達】**

- 台風や豪雨の際における「警戒レベルに応じた奈良市の防災体制」及び避難指示等の基準を実情に合わせて改善するとともに、その基準の周知を図る。(危機管理監)
- 「避難指示等を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システムの予期せぬトラブル、豪雨による騒音等があることも想定し、多様な伝達手段を複線的に組み合わせることを基本とする」との考え方のもと、防災スピーカー（同報系防災行政無線）の運用、緊急告知ラジオの購入促進、防災情報メールの登録促進などに取り組む。(危機管理監)

【災害時要配慮者支援対策】

- 災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画を策定する。(福祉部)
- 在住外国人の安全・安心を確保するために、関係機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する。(危機管理監)
- 社会福祉施設においては、非常災害時に対する避難計画を策定することとなっているが、市内施設において計画策定の有無、計画の実効性等について実態調査等を進めながら、社会福祉施設の災害時対応の現状を把握し、必要に応じて計画策定や見直しを促す。(市民部・福祉部・子ども未来部)
- 要配慮者の避難生活支援のため、民間福祉施設との協定締結を推進し、福祉避難所のさらなる拡充を図る。(福祉部)
- 要配慮者の被災生活を安定させるため、特別養護老人ホーム等において要介護高齢者の受入れを行うに当たり、避難生活に対応できるよう協力を求める。(福祉部)
- 高齢者福祉施設等の防災・防犯対策として、スプリンクラー等の整備、防災改修、ブロック塀等の改修、大規模停電時等に備えた非常用自家発電設備の設置、防犯改修等を促進する。(福祉部)

【住民避難に係る体制づくりと施設の整備等】

- 災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所を必要に応じで見直すとともに、市民に対する周知を図る。(危機管理監)
- 避難場所まで安全に誘導できる避難路を確保し整備する。(建設部)
- 災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所に設置した案内板を逐次更新する。(危機管理監)
- 防災機能を有する都市公園の整備を進める。また、施設の老朽化に起因する事故等を未然に防ぎ、公園利用者が安全・安心に利用できるよう施設の改築・更新を図るため、公園施設長寿命化対策支援事業を促進する。(都市整備部)

【防災知識の普及啓発・防災教育】

- 『自らの命は自らが守る』意識の普及、防災の意識付け、きっかけ作りとして、防災講話、まちかどトーク、しみんだより、その他各種 SNS による広報、防災体験装置の利活用等、防災知識の普及啓発を継続して実施する。(危機管理監・消防局)
- 市民、自主防災防犯組織、防災関係機関、市職員による総合防災訓練などを実施して、市民の防災・減災意識の高揚、自主防災組織、防災関係機関との連携強化、災害対策本部、避難所配置職員等本市職員の災害対応能力の向上により、市全体の地域防災力を高め、「災害に強いまち」づくりを目指す。(危機管理監)
- 教育現場において防災教育、避難訓練、防災研修の促進を図り、一般市民をはじめ教職員や児童生徒の防災意識を高め、災害対応力向上を図るとともに、家庭においても自助・共助の大切さを共有できる人づくりを推進する。(教育委員会)

② 救助・救急、医療活動等の迅速な実施**2-1 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞を防ぐ****【非常用物資の確保】**

- 家庭や企業等においては、7日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む。(危機管理監)
- 民間企業との救援物資供給協定による流通備蓄に取り組む。(危機管理監)
- 奈良市薬剤師会との協定(災害時の医療救護活動に関する協定書)により、災害時における救護所等への医薬品の供給体制を構築する。(健康医療部)
- 水道水は、緊急遮断弁等を設置した配水池と緑ヶ丘・木津浄水場で確保する。また、拠点給水や給水車等の運搬による応急給水を行い、生命と生活に欠かせない飲料水を確保する。(企業局)
- 社会福祉施設では、利用者の特性により、大量の水、流動食、オムツ、常用薬等が非常用の備蓄として必要になることから、発災から7日目までの物資を備蓄できるよう周知、指導、状況によっては支援を行う。(市民部・福祉部・子ども未来部)

【救援物資等の搬送の確保】

- 道路被害・渋滞等による道路交通網の分断により、救急活動や救援物資等の緊急輸送を実施できない事態や、市民生活への影響等が懸念される。災害時においても緊急輸送道路の通行機能を確保するため、橋梁等の耐震補強、無電柱化を継続して実施するとともに、災害時の物資供給ルート多重性を確保していく施策をより積極的に推進する。（建設部）
〔別表1・別表2のとおり〕
- 物資集積拠点から避難所まで遅滞なく、確実に物資が届けられる円滑な物資輸送を実施するために、物資供給協力に関する協定が実効性を維持できるように対応する。（観光経済部）
- 県が被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために整備を進めている骨格幹線道路ネットワーク（紀伊半島アンカールート）の一部を構成する京奈和自動車へのアクセス道路の整備について積極的に取り組み、緊急輸送道路ネットワークを充実させる。（都市整備部・建設部）
〔別表1のとおり〕

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞を防ぐ**【消防力の強化】**

- 同時多発する災害等に備え、消防力を強化するため、消防本部体制と並ぶ消防力の柱であり、市の災害対応の実動部隊である消防団の装備・教育訓練の充実強化を推進するとともに、新規入団者、機能別団員及び女性団員の確保のほか、学生消防団員の募集も積極的に行い、幅広い年齢層を対象に消防団を補完する体制づくりに取り組むとともに、消防団退団者等を対象とした地域支援分団を発足させ、団員の減少に対応する策を講じる。（消防局）
- 災害現場における消防活動を円滑なものとする無人航空機（ドローン）を活用した情報収集部隊及び土砂災害や大規模地震による交通網の寸断に対応する重機対応部隊の発足により、常備消防と消防団との更なる連携強化を図る。（消防局）
- 各種災害に対応するために消防車両の整備、装備の充実を継続して進めるとともに、消防職員並びに消防団員の人材確保・救急救命士及び外国語対応職員等の人材育成を積極的に行い災害対応力強化を図る。（消防局）
- 緊急消防援助隊や関係各機関との合同訓練において様々な形態、規模による訓練を実施し、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、実災害への対応能力を高める。併せて、県内応援体制の確立と緊急消防援助隊の受援体制の整備を図る。（消防局）
- 地域の活動拠点となる消防庁舎及び消防団拠点施設の耐災害性を強化し、老朽化が進んでいる消防車両や資機材について、計画的な更新・整備を進めるとともに、消火活動時の消防水利となる耐震性貯水槽及び消火栓の新規整備、既存非耐震性貯水槽の長寿命化対策の推進、河川等の

自然水利を活用した消防水利の確保対策について、地震対策等を念頭に整備を進める。(消防局)

- 近い将来、発生が予想される南海トラフ地震など様々な大災害に備え、市民の安全安心を守り、消防力を十分に活用するため、消防指令センターを中心とした消防通信指令システムについてA Iなどのデジタル技術の導入を踏まえ、整備を進める。(消防局)

【防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施】

- 円滑な災害対応を実施するため、平常時から災害対策本部の運営訓練を実施する。(危機管理監)
- 総合防災訓練などで関係機関との連携を図っており、今後も機会をとらえ、警察、消防、自衛隊などと「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化することで災害対応の実効性を高める。(危機管理監)

【自主防災力の強化】

- 自主防災組織活動交付金の交付などを通じ、100%の結成率を達成している自主防災組織の充実及び活性化に取り組む。(危機管理監)
- 災害の規模が大きくなればなるほど、行政の公的救助・支援である「公助」は届きにくく、「自分や家族の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」といった「自助」「共助」が重要になる。このため、災害発生時の被害軽減・拡大防止、災害発生後の迅速・円滑な被災者支援のため、平常時から防災意識啓発や訓練指導等を行うとともに、発災時には共助活動の担い手となる人材を養成する。(危機管理監)

2-3 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生を防ぐ

【医療救護活動の促進】

- 県をはじめとする関係機関と連携、情報共有を行い、救護所の開設・運営、避難所等の保健活動を推進するとともに、広域救急医療搬送体制の構築、医薬品等の供給が円滑に進むように支援を行う。(健康医療部)

【災害拠点病院の機能強化】

- 災害拠点病院としての役割を担う市立奈良病院や奈良県総合医療センターに対し、災害時において不足した医療用資器材、医薬品等を供給できるよう支援する。(健康医療部)

【食中毒・感染症等の対策】

- 食中毒や感染症等の発生やまん延を防止するために、平常時から予防活動を行う。(健康医療部)
- 災害時の避難所等被災者の生活空間における、食中毒や感染症等の発生やまん延防止を図るための、活動マニュアルや情報提供の手段を準備する等対応能力の向上を図る。(健康医療部)

【発災後の遺体捜索、検視・検索、収容及び埋火葬等】

- 災害発生時において、火葬場の状況を速やかに把握し情報の収集ができる火葬実施体制や情報提供方法等の整備に取り組む。(市民部)

【医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化】

- 医療活動を確保するため、市が管理する道路施設の長寿命化修繕計画に基づき、道路施設の長寿命化、老朽化対策を推進する。また、道路法面の防災対策を推進する。(建設部)
〔別表2のとおり〕

【汚水処理機能継続の確保】

- 下水道BCPに基づいて、災害時の対応に備える。(企業局)

2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を防ぐ**【災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保】**

- LPガス発電は、発電と併せてガス機器としても使用ができるため、孤立集落のエネルギー対策として効果的であることに鑑み、継続して避難箇所となる学校関連施設を中心にLPガス設置を促進する(教育委員会・各部局)
- 災害時孤立の恐れのある地区において、自立分散型のエネルギーシステム導入促進を図るため、補助・支援制度等の整備に取り組む。(環境部)

【緊急輸送道路等の整備・保全、耐災害性の向上】

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを防止、軽減するために、県が整備を進めている紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道をはじめとする骨格幹線道路ネットワークへのアクセス市道の整備を進め、緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワークを確保する。また、一本松小倉線をはじめ災害に伴う道路分断を想定した代替ルートの確保・整備についても推進を図る。(都市整備部・建設部)
〔別表1のとおり〕

【孤立化防止のための土砂災害対策】

- 土石流や地すべりなどの土砂災害により、道路が長期間不通にならないよう、砂防、地すべり対策を県の関連部署と連携し、着実に推進する。また、既存の砂防関係施設についても、県の長寿命化計画に基づく老朽化対策に協力し、砂防関係施設の長寿命化を推進する。(建設部)

【ヘリコプター臨時離発着場所の資料整備】

- 災害時の孤立集落が発生した際の対策として、ヘリコプター臨時離発着場所の資料整備を行う。(危機管理監)
- 災害時に使用するヘリコプター・ヘリポートについて訓練等により、活

用の検証を行うとともに、臨時離発着場所の調査を行いながらヘリポート予備地の適地確保を図る。また、ヘリ要請に関する手続きの確認等、関係機関との連絡体制を強化する。(消防局)

3. 基本目標2：市民の生活を守る

③ 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 市職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐ

【市有施設等の強化】

- 市有建築物については耐震診断及び耐震改修を実施してきたところであるが、各分野の個別計画の策定を進めるとともに、未実施の市有建築物については継続して耐震診断・耐震改修等を促進する。(各部局)
- 災害時に避難所として使用される市有施設のトイレ改修等について、引き続き促進する。(教育委員会・各部局)
- 災害時の停電に対しても災害対応機能を維持するため、災害対策本部が置かれる本庁舎をはじめとした拠点施設において、電源確保のための非常用発電設備を整備する。(総務部・各部局)
- 避難所においても、学校関連施設を中心に非常時の停電に対する電源及び熱源確保のため、LPガス設置の促進を図る。(教育委員会・各部局)
- 学校施設における遊具等の更新工事及び校舎等からの転落防止対策など、児童生徒が安全に活動できるよう施設等の整備を図る。(教育委員会)

【業務継続体制の整備】

- 最新の災害情勢、新たな教訓、政府等の動向などの情報を常に収集しつつ、防災訓練の成果を逐次反映、随時検証しながら、PDCA（計画策定:Plan、訓練等の実施:Do、点検・検証:Check、改訂・見直し:Action）により、奈良市業務継続計画を継続的に見直し、計画の実効性向上を図る。(危機管理監)

【職員等の防災教育及び対応力強化】

- 防災士の養成、指定避難所配置職員に対する教育、被災した自治体に対する職員の応援派遣等を実施して、職員の防災力向上を図る。(危機管理監)
- 「いざという時に頼れる防災行政」を目標として、災害対策本部訓練をはじめとする各種の防災訓練等を実施して、市の災害対応能力の向上を図る。(危機管理監)

【相互応援協定などに基づいた自治体間の連携強化】

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、相互応援協定や中核市市長会を通じた応援・受援体制の構築を図る。(危機管理監)

3-2 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下を防ぐ

【企業防災活動等の促進】

- 企業に対して、平常時から商工会議所や商工会等の経済団体と連携して防災関連情報の提供及び共有を積極的に行い、企業体としての防災・災

害対策の重要性の意識付けや企業防災活動の活性化を図る。（観光経済部）

- 大規模災害発生後であっても、サプライチェーンを含む経済活動が機能不全に陥らないために、また、経済活動が速やかに再開できるよう、平常時から商工会議所や商工会等の経済団体との連携体制の強化を図る。（観光経済部）

【被災企業への金融支援など、セーフティネット策の確保】

- 国・県の支援策と連携し、災害により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るためのセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する。（観光経済部）
- 災害発生後の労働力確保対策としての就労相談制度の整備についてハローワークと連携し検討を進めるとともに、迅速な経済活動再開が図れるよう県や信用保証協会、市内金融機関と金融支援について協議を進める。（観光経済部）

【オフィスや生産拠点の本市への立地の促進】

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、オフィスや生産拠点の本市への立地を促進するほか、本市での起業支援のための取組を強化する。（観光経済部）

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、現在、県が整備を進めている骨格幹線道路ネットワーク（紀伊半島アンカールート）の一部を構成する京奈和自動車道へのアクセス道路等の整備を進める。（都市整備部・建設部）
〔別表1のとおり〕
- 緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震化・長寿命化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワークを確保する。（建設部）
〔別表2のとおり〕

【企業活動継続のための総合的な治水対策】

- 市内を流れる河川の流域の内水対策や浸水常襲地域の対策を進めるため、市が管理している河川の改修、県が管理する直轄遊水地を活用した内水対策、国・県と連携した流域対策及び避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード整備とソフト対策が連動した流域全体の総合的な治水対策を推進する。（建設部）

- 洪水を安全に流すための対策に加え、越水等が発生した場合にも被害を軽減させるため、ハード対策として堤防の質的改良を推進する。（建設部）

④ ライフラインの確保

4-1 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐ

【多様なエネルギー供給源の確保】

- 迅速な復旧や情報共有を実現するため、奈良市総合防災訓練などを通じた、相互理解と顔の見える関係構築を図る。（危機管理監）
- 防災拠点（避難所等）に蓄電池やLPガス発電機、太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用できる設備を整備し、災害時の電力確保を図る。また、停電時にも自立稼働が可能な設備の活用を促進する。（危機管理監・環境部）
- 市域におけるエネルギー自給率向上のため、蓄電池等を備えるスマートハウス等の普及拡大を図り、また、自助の考えに基づいた自家発電設備設置を促す。（環境部）
- エネルギーの供給源の多様化のため、農村地域の資源等を活用した小水力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーを検討し、その拡大に向けた広報を行う。（環境部）

【ライフライン関係機関等との連携】

- 迅速な復旧や情報共有を実現するため、奈良市総合防災訓練などを通じた、相互理解と顔の見える関係構築を図る。（危機管理監）

4-2 上水道、污水处理施設等の長期間にわたる供給停止を防ぐ

【水道施設の耐震化】

- 「奈良市水道事業中長期計画」に基づき、配水池・ポンプ所や基幹管路の更新と耐震化を進める。浄水施設等については、耐震診断の結果をもとに、補強や更新工事を進める。（企業局）

【下水道施設の老朽化対策、耐震化等】

- スtockマネジメント計画に基づく老朽化対策及び重要な施設の耐震化を行う。（企業局）
- 下水道BCPに基づいて、災害時の対応に備える。（企業局）

【農業集落排水施設の老朽化対策・耐震化等】

- 農業集落排水施設の機能診断を実施し、最適化整備構想を策定して老朽化対策及び耐震化を行う。（企業局）

【浄化槽施設の整備点検】

- 長期間稼働している浄化槽は、災害が発生した場合の破損リスクが高く、破損した場合には汚水や汚泥が流出し、悪臭の発生や、蚊・はえの

大量発生など、周辺環境及び衛生状態を著しく悪化させる。こうした災害の発生に備えるため、長期間稼働している単独浄化槽からの合併浄化槽転換や整備点検を設置者に促す。(健康医療部・企業局)

4-3 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止を防ぐ

【基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上】

- 災害発生時に、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送に係る交通輸送が確保され、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、現在、県が整備を進めている骨格幹線道路ネットワーク（紀伊半島アンカールート）の一部を構成する京奈和自動車道へのアクセス道路等の整備を進める。(都市整備部・建設部)

〔別表1のとおり〕

- 緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震化・長寿命化、道路法面の防災対策、道路施設（トンネル、横断歩道等）の定期点検、個別計画策定等老朽化・長寿命化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワークを確保する。(建設部)

〔別表2のとおり〕

- 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、路面下空洞調査を実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。(建設部)

【リニア中央新幹線 三重・奈良ルートの早期全線整備】

- 現東海道新幹線は東西の大動脈であり分断の影響は極めて大きいことから、リニアについては現新幹線と異なるルートとすることによりリスク分散を図り、より強靱な東西高速交通ルートを形成する必要がある。また、リニア中央新幹線の「奈良市附近」駅が設置されることにより、新たな大動脈の輸送ルートが県内に形成される。さらに、リニア中央新幹線は、大規模自然災害時においても、支援を遠方から極めて短時間で市内に受け入れられる輸送ルートとして期待される。そのため、リニア中央新幹線を整備計画どおり「奈良市附近」を経過地とした三重・奈良ルートの早期全線整備を県と共同で、国及びJR東海に働きかけるとともに、JR東海から地元自治体が求められる協力事項について、検討する。(観光経済部)
- 官民一体となって奈良市内へのリニア中央新幹線の中間駅誘致を進めるとともに、高速交通体系の整備促進による、リニアを生かした新しい災害時対策を含めたまちづくりのあり方の検討を進める。(観光経済部)

⑤ 二次災害の防止

5-1 ため池、ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生を防ぐ

【老朽化した農業用ため池の改修の促進】

- 災害の発生を未然に防止するため、整備の必要な老朽化した農業用ため

池の改修を実施しているところであり、引き続き整備の必要なため池について、調査、改修作業を実施する。(都市整備部・建設部)
〔別表4のとおり〕

【ダムの耐災害性の向上】

- 須川ダムの大規模地震に対する耐震性の確保を図るための対策を実施するとともに、アセットマネジメントによる中長期的な見通しも踏まえた維持管理計画を作成のもと、適切な維持管理を実施する。(企業局)

5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ

【農地・森林の保全・整備】

- 防災及び減災の観点から、気候変動を受けにくい農地作りが求められている。これに対し、生産基盤の保全管理を強化し生産性の高い優良農地の確保を図る。併せて、担い手の育成・支援、農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減など競争力向上に必要な生産基盤の施設整備を推進し、強い農地作りを図る。(観光経済部)
- シカやイノシシ等の有害獣による農作物への被害に起因する、農業者の生産意欲低下による農地の荒廃化を防ぎ、また、林業における有害獣による森林植生への被害を防止することで適正な森林の更新を図り、災害に強い農地と森林の育成を図る。(観光経済部)
- 森林の持つ公益的機能の一つとして、土砂災害防止の機能が挙げられる。しかしながら、林業の採算性の悪化等により、適切な経営や管理が行われていない森林が増加し、森林の災害防止機能の低下が懸念される。これに対し、間伐等の必要な施業の実施による森林整備を行い、災害に強い森林づくりを目指す。(観光経済部)
〔別表3のとおり〕

【農業水利施設の機能保全】

- 地元要望に基づき、農業水利施設の改修を行ってきたが、引き続き緊急度に応じた優先順位のもと、機能保全を図るとともに、災害に強い地域づくりを目指し改修作業に取り組む。(建設部)

【治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全】

- 林地崩壊箇所等の復旧を推進する。また、既存の治山施設については、県に働きかけ、機能の維持及び増進を図り、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する。(建設部)

4. 基本目標 3 : 迅速な復旧・復興を可能にする

⑥ 地域社会、経済の迅速な再建・回復

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

【災害廃棄物処理計画の策定等】

- 地域防災計画に掲げる事項について、実用的なものとするため「奈良市災害廃棄物処理計画」を策定している。この計画を踏まえ、国・県・他自治体と連携し、発災時において機能する相互支援体制を整備する。（環境部）
- 大規模災害時に大量に発生する廃棄物を処理するため、集積・分別・保管等を目的とする仮置場を選定する。（環境部）

【災害に強いごみ処理施設等の整備促進】

- 本市のごみ焼却施設は老朽化が進むとともに、非常用発電機や水等の資機材を備えていないため、災害時にインフラ等の遮断により自立して稼働できなくなる可能性がある。そのため、災害時にも自立して稼働できるよう非常用発電機やその他資機材を備えた施設について、整備計画の策定や整備の実施を促進するとともに、自立して稼働できるよう非常用発電機等を備えた防災拠点となるクリーンセンターの建設を推進する。（循環型社会形成推進地域計画 P9～10 参照）同じく、し尿処理施設や最終処分場の水処理施設についても、非常用発電機等を備えた施設について、整備計画の策定や整備の実施を促進する。（同上参照）また、災害時に対応できる収集車両の整備、維持管理を推進する。（環境部）

【災害廃棄物処理における訓練等の実施促進】

- 災害発生時に迅速・適正に廃棄物処理を行えるよう、災害廃棄物処理に関する研修会等に参加し、職員の資質向上を促進する。（環境部）

6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

【若年層を中心とした建設業界の担い手確保の促進】

- 減少する建設業就業者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、ハローワークや県と連携し、若年層を中心とした担い手確保対策や就労環境改善に向けた取組を推進する。（観光経済部）

【関係団体と災害対策に係る業務の協定を締結し、ノウハウや能力を活用できる体制構築】

- 災害発生時に迅速な応急対策等を行うため、平常時から防災関係機関や各種業界団体と連携強化を図るとともに、災害対策に係る業務について

あらかじめ協定を締結するなど、民間機関のノウハウや能力等を活用できる体制を構築する。(危機管理監)

6-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態を防ぐ

【大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地確保や関係団体等との連携】

- 大規模災害時の被災者支援のため、応急仮設住宅を必要とする際、速やかに対処するために、建設用地の確保や関係団体等との連携の取組を進める。(都市整備部)

【こころのケアに関する対応能力の向上と関連機関との連携】

- 県が行う研修に参加し、対応能力の向上に努めるとともに、広域で相互協力できる体制の構築を図る。(健康医療部)

【迅速・正確な被害認定調査の実施や罹災証明書発行のための準備】

- 適正な住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書の迅速な発行等の被災者生活再建支援を円滑に実施するため、研修機会の拡充等を通じて業務に必要な知識の習得を図る。(総務部)

【災害ボランティア活動等の支援】

- 東日本大震災等におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、奈良市社会福祉協議会等と連携し、NPOやボランティアの支援活動を一層促進する。(市民部)
- 災害時に専門技術ボランティアとして活動できる人材を把握できるよう、関係部局において日頃から専門的な技術や資格を有する者の属する団体等と顔の見える関係を構築する。(各部局)

【市民の地震保険加入率の向上】

- 地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、防災講話等により、市民に対して地震保険制度の周知を図る。(危機管理監)

【災害時に土地の境界を復元できる地籍の明確化の促進】

- 発災後に土地所有者等の立会による確認等を要することなく迅速に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を推進する。(市民部・建設部)

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】(再掲)

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、現在、県が整備を進めている骨格幹線道路ネットワーク(紀伊半島アンカールート)の一部を構成する京奈和自動車へのアクセス道路等の整備を進める。(都市整備部・建設部)

[別表1のとおり]

- 緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震化・長寿命化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワークを確保する。(建設部)
〔別表2のとおり〕

別表 1

路線名		事業執行期間	総事業費 (千円)
①	大和中央道(敷島工区)	平成 11 年 3 月 19 日～令和 7 年 3 月 31 日	4,910,000
②	奥柳登美ヶ丘線	平成 30 年 6 月 5 日～令和 7 年 3 月 31 日	1,885,000
③	大安寺柏木線 (JR 新駅西口駅前広場)	平成 30 年 3 月 9 日～令和 7 年 3 月 31 日	800,000
④	西大寺一条線	平成 24 年 12 月 28 日～令和 5 年 3 月 31 日	6,263,057
⑤	西大寺東線		
⑥	のぼりを線	平成 25 年～令和 8 年	200,000
⑦	西ノ京西南北線	平成 24 年～令和 9 年	460,000
⑧	西ノ京六条線	平成 23 年～令和 9 年	710,000
⑨	中部第 14 号線	平成 26 年～令和 9 年	800,000
⑩	中部第 346 号線ほか 1 路線	平成 26 年～令和 9 年	650,000
⑪	六条奈良阪線(やすらぎの道)	令和 2 年～令和 6 年	500,000
⑫	三条線	令和 2 年～令和 6 年	250,000
⑬	一本松小倉線	令和 2 年～令和 9 年	714,000
⑭	塚穴五ヶ谷線	令和 2 年～令和 9 年	2,000,000
⑮	六条奈良阪線(東西工区)	令和 3 年 3 月 23 日～令和 9 年 3 月 31 日	3,312,000
⑯	西九条佐保線 (南進)	令和 5 年度～令和 9 年度	2,346,143
⑰	南部第 90 号線、第 118 号線	令和 5 年度～令和 9 年度	916,580

別表 2

橋梁リスト

道路橋名	所在地	橋長(m)
大湊橋	登美ヶ丘一丁目	110.0
泉橋	中山町西四丁目	15.6
山陵跨線橋	朱雀1丁目	18.9
那羅山橋	左京一丁目	19.3
平城大橋	佐保台一丁目	144.5
鳥見2号跨線橋	鳥見町三丁目	21.1
黒谷橋	三碓六丁目	30.1
下河橋	富雄川西一丁目	23.5
河西橋	富雄川西一丁目	23.5
平和橋	富雄元町二丁目	20.6
新富雄橋	富雄元町三丁目	20.7
長沢橋	富雄元町二丁目	20.5
伍仙堂橋	三碓町五丁目	20.4
あやめ新橋	あやめ池南九丁目	85.3
メガネ橋	学園南一丁目	15.8
新二条橋	芝辻町四丁目	24.4
大宮橋	法蓮町	25.8
倉城橋	法蓮町	24.4
黒髪橋	法蓮佐保山三丁目	59.7
親ノ木橋	中町	26.1
脇寺橋	中町	26.1
高槻橋	中町	28.8
大和架道橋	千代ヶ丘一丁目	20.7
無名橋001	藤ノ木台一丁目	25.0
北野橋	尼辻北町	28.5
聖橋	四条大路五丁目	28.6
斉音寺橋	尼辻南町	28.6
下極楽橋	五条町	30.0
出垣内橋	五条町	30.8
新橋	西ノ京町	25.1
長芝橋	石木町	39.2
丸山橋	石木町	39.0
下堂橋	西ノ京町	27.2
無名橋002	七条東町	31.8
無名橋003	八条四丁目	38.7
孫四郎橋	杏町	22.6
無名橋004	八条一丁目	22.8

五重橋	東九条町	22.3
無名橋005	杏町	22.7
やぐり橋	柳生下町	18.3
堂坂橋	柳生下町	17.1
新開橋	大柳生町	30.7
藤井橋	大柳生町	18.4
神田橋	邑地町	32.8
下田橋	邑地町	25.6
上出橋	邑地町	27.7
城戸橋	七条町	33.1
大誓橋	大平尾町	15.5
三条大路橋	三条川西町	25.9
二条大路橋	大宮町六丁目	24.6
無名橋006	鶴舞東町	25.4
学園大和歩道橋	千代ヶ丘一丁目	28.1
藤宮橋	中町	26.2
外山橋	中山町	26.2
平城橋	秋篠町	15.2
城山橋	尼辻北町	25.1
無名橋007	尼辻北町	59.6
無名橋008	大宮町七丁目	24.5
無名橋009	山陵町	28.3
鹿川橋	青山四丁目	32.4
滝見橋	青山四丁目	29.5
栄楽橋	法蓮町	20.5
天平橋	法蓮町	17.0
長慶橋	法蓮町	15.4
京終橋	南京終町三丁目	15.8
福寺橋	南京終町四丁目	16.5
弁天橋	南京終町	18.1
岩井橋	南肘塚町	20.7
無名橋010	大安寺西一丁目	25.6
無名橋011	恋の窪二丁目	14.7
大安寺橋	大森西町	16.4
無名橋012	八条四丁目	36.6
無名橋013	八条一丁目	22.5
無名橋014	八条五丁目	24.0
九条大橋	西九条町五丁目	31.0
スケハラ橋	西九条四丁目	23.0
須川大橋	須川町	102.1
ましばら橋	忍辱山町	20.2

無名橋 0 1 5	柳生町	24.9
無名橋 0 1 6	興ヶ原町	24.7
無名橋 0 1 7	興ヶ原町	15.6
日乃下橋	興ヶ原町	34.6
かえり橋	邑地町	30.9
清楓橋	菩提山町	20.0
八丁坂跨道橋	米谷町	31.3
第二中山橋	中山町	16.9
別当橋	神功一丁目	31.8
ふれあい橋	右京一丁目	69.2
高の原橋	右京一丁目	88.3
リサ谷橋	朱雀三丁目	42.0
朱雀橋	朱雀二丁目	28.6
逢橋	朱雀五丁目	45.5
左京橋	左京三丁目	18.9
孫谷橋	右京一丁目	30.9
常福寺橋	右京二丁目	57.8
記谷橋	右京一丁目	44.0
超昇寺橋	朱雀二丁目	44.2
無名橋 0 2 0	二条大路南一丁目	15.4
無名橋 0 2 1	東登美ヶ丘一丁目	15.5
城山橋	邑地町	22.0
無名橋 0 2 2	邑地町	24.0
平城山橋	佐保台西町	143.4
地藏橋	秋篠早月町	22.3
1号跨道橋	中町	38.1
新山陵橋	山陵町	21.6
新西大寺橋	西大寺東町一丁目	20.5
唐招提寺橋	尼辻南町	27.1
ならやま小橋	左京六丁目	15.6
3号跨道橋	中町	35.3
近大橋	三碓町	24.9
富雄北橋	富雄北一丁目	24.2
水声橋	三碓二丁目	20.5
無名橋 0 2 4	中町	45.5
無名橋 0 2 5	中町	40.0
無名橋 0 2 6	中町	68.0
砂茶屋橋	中町	41.2
無名橋 0 2 7	登美ヶ丘	5.1
あやめ橋	中山町西三丁目	5.5
無名橋 0 2 8	鶴舞西町	5.5

無名橋 0 2 9	藤ノ木台二丁目	12.4
無名橋 0 3 0	鳥見町二丁目	13.8
無名橋 0 3 1	朱雀三丁目	10.5
無名橋 0 3 2	押熊町	7.4
修徳橋	押熊町	9.1
無名橋 0 3 3	秋篠町	3.9
無名橋 0 3 4	疋田町	5.4
無名橋 0 3 5	疋田町一丁目	2.4
無名橋 0 3 6	菅原町	6.6
無名橋 0 3 7	西大寺南町	5.1
菅原橋	秋篠町	11.6
無名橋 0 3 8	菅原町	2.4
無名橋 0 3 9	疋田町	6.7
無名橋 0 4 0	西ノ京町	2.1
無名橋 0 4 1	六条二丁目	3.6
無名橋 0 4 2	六条町	7.6
無名橋 0 4 3	佐紀町	2.1
無名橋 0 4 4	四条大路一丁目	2.4
菰川第一橋	四条大路一丁目	11.5
佐保橋	法蓮町	11.7
下長慶橋	法蓮町	13.8
大黒橋	南京終町	12.6
八幡橋	月ヶ瀬月瀬	160.0
月瀬陸橋	月ヶ瀬月瀬	22.6
的場橋	月ヶ瀬桃香野	20.8
下田橋	針ヶ別所町	16.5
青木橋	荻町	15.7
中平橋	荻町	15.3
無名橋 0 4 5	八条町	3.3
無名橋 0 4 6	四条大路南町	2.5
無名橋 0 4 7	四条大路南町	2.8
無名橋 0 4 8	東九条町	2.1
無名橋 0 4 9	西九条町四丁目	3.6
無名橋 0 5 0	北之庄町	4.6
都南橋	横井五丁目	10.7
無名橋 0 5 1	今市町	13.6
無名橋 0 5 2	池田町	2.5
無名橋 0 5 3	池田町	3.1
無名橋 0 5 4	池田町	3.1
無名橋 0 5 5	下狭川町	9.2
無名橋 0 5 6	下狭川町	3.1

無名橋 057	下狭川町	8.8
無名橋 058	大柳生町	9.1
無名橋 059	邑地町	3.6
無名橋 060	丹生町	2.8
無名橋 061	誓多林町	3.6
昭和橋	南田原町	8.0
無名橋 062	長谷町	2.5
無名橋 063	菅原町	11.6
向谷橋	月ヶ瀬石打	2.6
池町1号橋	月ヶ瀬石打	4.6
黒谷橋	月ヶ瀬桃香野	5.0
浦橋	荻町	7.4
キナイン橋	都祁白石町	9.6
下代橋	都祁白石町	7.3
川向橋	都祁南之庄町	8.4
ともえ橋	都祁友田町	8.4
コフケ橋	藺生町	3.4
川田橋	都祁小山戸町	9.4
石橋	都祁小山戸町	4.1
城地橋	都祁相河町	4.7
宮の谷橋	都祁相河町	5.6
北谷橋	都祁相河町	6.1
ゴゴ谷橋	都祁相河町	4.2
寿橋	都祁吐山町	7.9
カサ橋	都祁吐山町	9.5
トイリ橋	都祁吐山町	2.5
鶴舞橋	鶴舞東町	97.0
九条高架橋	西九条町五丁目	62.9
無名橋 064	八条五丁目	3.5
無名橋 065	柏木町	7.5
無名橋 066	三碓五丁目	2.1
無名橋 067	大安寺三丁目	2.7
無名橋 068	柏木町	3.3
無名橋 069	柏木町	7.6
無名橋 070	柏木町	2.6
無名橋 071	八条五丁目	2.2
無名橋 073	西九条町	2.6
無名橋 074	西九条町一丁目	3.5
無名橋 075	西九条町三丁目	5.6
無名橋 076	西九条町三丁目	7.2
無名橋 077	西九条町三丁目	5.4

無名橋 078	西九条町三丁目	5.1
無名橋 079	西九条町二丁目	2.3
無名橋 080	西九条町三丁目	5.3
無名橋 081	恋の窪	12.7
無名橋 083	北之庄町	2.7
無名橋 084	北之庄町	3.0
無名橋 085	北之庄町	5.2
無名橋 086	横井七丁目	2.8
無名橋 087	横井	6.4
無名橋 088	古市町	3.0
無名橋 089	古市町	2.0
無名橋 090	鹿野園町	2.1
鹿野園寺橋	鹿野園町	12.0
中野橋	鹿野園町	11.4
無名橋 091	藤原町	3.2
無名橋 092	八島町	3.2
無名橋 093	藤原町	2.9
城下橋	藤原町	10.0
無名橋 094	藤原町	2.9
無名橋 095	藤原町	3.9
無名橋 096	古市町	5.3
無名橋 097	藤原町	7.7
無名橋 098	藤原町	4.8
無名橋 099	藤原町	5.5
無名橋 100	横井	8.6
無名橋 101	横井七丁目	2.8
無名橋 102	古市町	2.9
無名橋 103	横井二丁目	2.0
無名橋 104	横井二丁目	6.5
無名橋 105	横井五丁目	2.9
無名橋 106	横井	8.4
無名橋 107	横井	8.4
無名橋 108	横井五丁目	8.8
無名橋 109	横井六丁目	6.6
無名橋 110	横井七丁目	3.6
無名橋 111	山町	4.2
無名橋 112	山町	7.0
無名橋 113	菩提山町	4.8
馬渡橋	鹿野園町	13.4
無名橋 114	古市町	3.1
無名橋 115	古市町	2.0

無名橋 1 1 6	横井二丁目	2.9
無名橋 1 1 7	横井二丁目	3.2
無名橋 1 1 8	横井	6.8
地蔵院橋	今市町	5.2
無名橋 1 1 9	今市町	7.2
無名橋 1 2 0	山町	3.3
無名橋 1 2 2	山町	3.0
無名橋 1 2 3	山町	3.1
無名橋 1 2 4	山町	3.2
無名橋 1 2 5	山町	2.7
無名橋 1 2 6	山町	3.2
無名橋 1 2 7	山町	2.5
無名橋 1 2 8	山町	3.9
無名橋 1 2 9	窪之庄町	5.0
無名橋 1 3 0	窪之庄町	3.6
無名橋 1 3 1	窪之庄町	2.6
無名橋 1 3 2	田中町	2.6
無名橋 1 3 3	田中町	2.5
無名橋 1 3 4	池田町	2.1
無名橋 1 3 5	中町	2.6
無名橋 1 3 6	田中町	3.7
無名橋 1 3 7	今市町	2.5
無名橋 1 3 8	今市町	2.1
無名橋 1 3 9	今市町	3.1
無名橋 1 4 0	今市町	2.7
無名橋 1 4 1	今市町	2.9
西紀橋	二条町	31.1
恋の窪側道橋	大安寺西一丁目	26.3
さつき橋	あやめ池北一丁目	122.0
無名橋 1 4 3	南登美ヶ丘	3.4
無名橋 1 4 4	西登美ヶ丘六丁目	9.3
無名橋 1 4 5	西登美ヶ丘六丁目	3.8
無名橋 1 4 6	西登美ヶ丘五丁目	2.2
中山西歩道橋	中山町西一丁目	8.5
無名橋 1 4 7	中山町	8.3
無名橋 1 4 8	中山町西一丁目	5.3
無名橋 1 4 9	中山町西一丁目	2.6
無名橋 1 5 0	中山町西一丁目	2.6
無名橋 1 5 1	中山町西二丁目	2.0
無名橋 1 5 2	学園朝日元町一丁目	5.6
無名橋 1 5 3	朝日町一丁目	6.7

無名橋 1 5 4	学園朝日元町一丁目	4.0
無名橋 1 5 5	鶴舞東町	9.0
無名橋 1 5 6	学園南一丁目	8.9
無名橋 1 5 7	三碓二丁目	2.1
無名橋 1 5 8	学園大和町一丁目	3.1
無名橋 1 5 9	帝塚山南五丁目	2.0
無名橋 1 6 0	鶴舞東町	4.4
無名橋 1 6 1	登美ヶ丘二丁目	2.6
無名橋 1 6 2	二名平野一丁目	2.0
無名橋 1 6 3	二名平野一丁目	2.0
無名橋 1 6 4	二名平野一丁目	3.5
無名橋 1 6 5	富雄元町二丁目	2.9
無名橋 1 6 6	藤ノ木台一丁目	13.5
無名橋 1 6 7	藤ノ木台一丁目	11.4
無名橋 1 6 9	石木町	2.0
無名橋 1 7 0	大和田町	4.3
無名橋 1 7 1	大和田町	3.4
無名橋 1 7 2	大和田町	3.4
無名橋 1 7 3	石木町	2.7
無名橋 1 7 4	大和田町	3.0
無名橋 1 7 5	三碓六丁目	3.6
無名橋 1 7 6	三碓五丁目	6.5
無名橋 1 7 7	帝塚山	4.1
無名橋 1 7 8	帝塚山	6.1
無名橋 1 7 9	帝塚山	3.1
無名橋 1 8 0	帝塚山	9.8
無名橋 1 8 1	帝塚山	8.1
無名橋 1 8 2	帝塚山	2.5
無名橋 1 8 3	三松一丁目	2.9
無名橋 1 8 4	富雄川西二丁目	3.3
無名橋 1 8 5	大湊町	3.1
無名橋 1 8 6	石木町	2.2
無名橋 1 8 7	中町	4.0
無名橋 1 8 8	大和田町	5.6
無名橋 1 8 9	大和田町	5.6
無名橋 1 9 0	藤ノ木台	13.4
無名橋 1 9 1	富雄川西	2.0
無名橋 1 9 2	右京	5.8
無名橋 1 9 3	左京	7.0
無名橋 1 9 4	左京	8.4
無名橋 1 9 5	左京二丁目	4.7

無名橋 1 9 6	右京三丁目	4.1
無名橋 1 9 7	右京三丁目	4.8
無名橋 1 9 8	押熊町	3.0
無名橋 1 9 9	押熊町	6.5
無名橋 2 0 0	押熊町	6.3
無名橋 2 0 1	中山町	11.4
無名橋 2 0 2	歌姫町	2.8
無名橋 2 0 3	秋篠新町	9.0
無名橋 2 0 4	秋篠町	2.3
秋篠橋	秋篠町	9.9
無名橋 2 0 5	山陵町	2.0
無名橋 2 0 6	山陵町	3.5
小出上橋	中山町	8.7
無名橋 2 0 7	押熊町	2.8
無名橋 2 0 8	山陵町	4.1
無名橋 2 0 9	中山町	7.6
無名橋 2 1 0	秋篠町	2.8
無名橋 2 1 1	中山町	2.3
無名橋 2 1 2	押熊町	3.0
無名橋 2 1 3	あやめ池南	2.1
無名橋 2 1 4	あやめ池南七丁目	4.2
無名橋 2 1 5	あやめ池南七丁目	4.0
無名橋 2 1 6	西大寺芝町二丁目	2.2
無名橋 2 1 7	菅原町	6.5
無名橋 2 1 8	西大寺国見町二丁目	3.7
無名橋 2 1 9	尼辻北町	6.3
無名橋 2 2 1	西大寺新池町	2.3
無名橋 2 2 3	西大寺芝町	4.2
無名橋 2 2 4	西大寺国見町一丁目	4.8
無名橋 2 2 5	西大寺国見町一丁目	4.7
無名橋 2 2 6	西大寺国見町二丁目	5.0
無名橋 2 2 7	西大寺国見町二丁目	6.2
無名橋 2 2 8	菅原町	6.6
無名橋 2 2 9	菅原町	11.2
無名橋 2 3 0	菅原町	2.6
無名橋 2 3 1	平松	2.5
無名橋 2 3 2	平松	2.5
無名橋 2 3 3	平松	2.5
無名橋 2 3 4	平松一丁目	2.5
無名橋 2 3 5	五条一丁目	4.6
無名橋 2 3 6	五条一丁目	4.6

無名橋 2 3 7	平松	3.5
無名橋 2 3 8	疋田町	5.0
無名橋 2 3 9	疋田町	4.5
無名橋 2 4 0	疋田町	3.5
無名橋 2 4 1	疋田町	6.5
無名橋 2 4 2	疋田町	6.6
無名橋 2 4 3	西大寺新池町	2.4
無名橋 2 4 4	西大寺新池町	2.3
無名橋 2 4 5	疋田町一丁目	9.0
無名橋 2 4 6	佐紀町	2.0
無名橋 2 4 7	佐紀町	3.9
無名橋 2 4 8	佐紀町	2.6
無名橋 2 4 9	二条大路南五丁目	2.5
無名橋 2 5 0	四条大路四丁目	2.4
無名橋 2 5 1	四条大路	2.2
無名橋 2 5 2	南新町(みなみしんちょう)	2.5
無名橋 2 5 3	西ノ京町	7.8
無名橋 2 5 4	七条東町	2.5
六条第二橋	六条一丁目	8.7
無名橋 2 5 6	七条一丁目	2.2
無名橋 2 5 7	九条町	3.0
無名橋 2 5 8	六条二丁目	6.9
無名橋 2 5 9	五条町	2.5
無名橋 2 6 0	五条町	3.8
無名橋 2 6 1	五条町	3.7
無名橋 2 6 2	五条一丁目	4.6
無名橋 2 6 3	五条一丁目	4.1
無名橋 2 6 4	五条町	3.1
無名橋 2 6 5	尼辻北町	5.6
無名橋 2 6 6	尼辻北町	2.8
無名橋 2 6 7	五条町	4.6
無名橋 2 6 8	五条町	3.0
無名橋 2 7 0	佐紀町	2.5
無名橋 2 7 1	二条大路南	4.3
無名橋 2 7 2	佐保台西町	13.5
無名橋 2 7 3	佐保台西町	10.4
無名橋 2 7 4	佐紀町	3.9
無名橋 2 7 5	法蓮町	3.5
無名橋 2 7 6	法蓮町	4.4
無名橋 2 7 7	法連町	2.0
神明橋	法華寺町	9.4

第二大芝橋	法華寺町	9.7
無名橋 2 7 8	法華寺町	3.2
無名橋 2 7 9	法蓮町	2.1
無名橋 2 8 0	法華寺町	11.5
無名橋 2 8 1	法華寺町	3.4
無名橋 2 8 2	法華寺町	2.4
無名橋 2 8 3	登大路町	6.0
無名橋 2 8 4	肘塚町	2.2
無名橋 2 8 5	大森西町	6.4
無名橋 2 8 6	杉ヶ町	4.6
無名橋 2 8 7	肘塚町	11.2
無名橋 2 8 8	肘塚町	7.0
無名橋 2 8 9	南京終町	6.5
無名橋 2 9 0	南京終町	14.1
背無橋	大森西町	7.9
無名橋 2 9 1	三条桧町	7.2
飛鳥小橋	高畑町	5.4
無名橋 2 9 2	高畑町	10.5
無名橋 2 9 3	高畑町	5.1
無名橋 2 9 4	白毫寺町	4.0
無名橋 2 9 5	白毫寺町	4.6
無名橋 2 9 6	白毫寺町	4.1
無名橋 2 9 7	高畑町	3.1
無名橋 2 9 8	高畑町	4.2
高砂橋	白毫寺町	8.0
紀寺中橋	東紀寺町	10.3
無名橋 2 9 9	南紀寺町	10.7
紀寺橋	紀寺町	8.3
飯合橋	南紀寺町	12.1
無名橋 3 0 0	奈良阪町	2.0
無名橋 3 0 1	奈良阪町	2.0
無名橋 3 0 2	奈良阪町	7.3
無名橋 3 0 3	水門町	2.9
下水門橋	水門町	4.9
水門橋	水門町	2.7
大日橋	川上町	13.9
無名橋 3 0 4	川上町	4.0
蛭子橋	川上町	8.6
若草橋	川上町	13.9
若草新橋	今在家町	12.6
無名橋 3 0 5	奈良阪町	3.1

無名橋 3 0 7	佐保台一丁目	8.6
無名橋 3 0 8	四条大路南町	2.6
無名橋 3 0 9	四条大路南町	2.4
無名橋 3 1 0	四条大路南町	2.7
無名橋 3 1 1	大安寺町	13.0
無名橋 3 1 2	恋の窪二丁目	2.3
無名橋 3 1 3	恋の窪二丁目	13.6
無名橋 3 1 4	恋の窪東町	2.3
無名橋 3 1 5	大安寺	2.5
無名橋 3 1 6	大安寺四丁目	2.3
無名橋 3 1 7	大安寺七丁目	3.4
無名橋 3 1 8	大安寺	2.7
無名橋 3 1 9	大安寺六丁目	2.8
無名橋 3 2 0	大安寺六丁目	2.5
無名橋 3 2 1	大安寺六丁目	2.7
無名橋 3 2 2	大安寺一丁目	2.7
無名橋 3 2 3	大安寺一丁目	2.5
無名橋 3 2 4	大安寺一丁目	2.5
無名橋 3 2 5	八条二丁目	4.1
無名橋 3 2 6	八条二丁目	3.2
無名橋 3 2 7	柏木町	14.1
無名橋 3 2 8	池田町	2.0
無名橋 3 2 9	今市町	2.6
無名橋 3 3 0	池田町	2.4
無名橋 3 3 1	池田町	2.0
無名橋 3 3 2	池田町	2.3
無名橋 3 3 3	窪之庄町	5.4
無名橋 3 3 4	今市町	2.7
無名橋 3 3 5	下狭川町	13.4
無名橋 3 3 6	下狭川町	9.3
しくい橋	狭川東町	7.5
無名橋 3 3 7	西狭川町	5.6
明神橋	西狭川町	7.2
無名橋 3 3 8	西狭川町	5.8
無名橋 3 3 9	西狭川町	8.9
無名橋 3 4 0	北村町	3.9
無名橋 3 4 1	北村町	5.7
無名橋 3 4 2	南庄町	5.7
無名橋 3 4 3	南庄町	2.7
無名橋 3 4 4	須川町	2.5
無名橋 3 4 5	須川町	6.9

無名橋 3 4 6	須川町	2.5
無名橋 3 4 7	須川町	3.5
無名橋 3 4 8	須川町	2.5
無名橋 3 4 9	川上町	3.6
無名橋 3 5 0	東鳴川町	5.3
無名橋 3 5 1	東鳴川町	4.0
無名橋 3 5 2	法用町	2.5
無名橋 3 5 3	法用町	2.5
無名橋 3 5 4	法用町	2.8
無名橋 3 5 5	法用町	3.4
無名橋 3 5 6	南庄町	6.0
無名橋 3 5 7	平清水町	3.3
無名橋 3 5 8	北村町	7.0
無名橋 3 5 9	中ノ川町	5.6
無名橋 3 6 0	園田町	4.7
無名橋 3 6 1	生疏里町	3.4
無名橋 3 6 2	法用町	3.6
無名橋 3 6 3	須川町	7.6
無名橋 3 6 4	大柳生町	11.5
無名橋 3 6 5	大柳生町	2.3
無名橋 3 6 6	誓多林町	13.0
無名橋 3 6 7	大平尾町	2.4
いゃんかいと橋	大平尾町	11.8
無名橋 3 6 8	大柳生町	12.8
無名橋 3 6 9	阪原町	2.5
無名橋 3 7 0	阪原町	2.3
無名橋 3 7 1	大保町	7.6
無名橋 3 7 2	邑地町	11.6
無名橋 3 7 3	邑地町	3.1
無名橋 3 7 4	丹生町	2.3
無名橋 3 7 5	丹生町	2.6
無名橋 3 7 6	丹生町	7.4
無名橋 3 7 7	大保町	8.3
無名橋 3 7 8	大保町	3.5
神殿橋	柳生町	9.7
無名橋 3 7 9	大保町	4.2
無名橋 3 8 0	大保町	2.3
無名橋 3 8 1	興ヶ原町	4.8
無名橋 3 8 2	水間町	4.2
無名橋 3 8 3	水間町	2.3
無名橋 3 8 4	日笠町	3.7

無名橋 3 8 5	日笠町	2.9
無名橋 3 8 6	沓掛町	2.5
無名橋 3 8 7	沓掛町	3.1
無名橋 3 8 8	水間町	5.0
無名橋 3 8 9	水間町	2.3
無名橋 3 9 0	水間町	2.9
無名橋 3 9 1	別所町	3.8
無名橋 3 9 2	杣ノ川町	4.5
無名橋 3 9 3	中之庄町	3.3
無名橋 3 9 5	長谷町	4.0
無名橋 3 9 6	南田原町	7.9
無名橋 3 9 7	横田町	5.0
無名橋 3 9 8	茗荷町	2.5
無名橋 3 9 9	矢田原町	4.5
下春日橋	矢田原町	4.3
無名橋 4 0 0	矢田原町	4.5
無名橋 4 0 1	茗荷町	5.0
横田小橋	横田町	9.5
無名橋 4 0 2	此瀬町	4.8
無名橋 4 0 3	和田町	9.1
無名橋 4 0 4	此瀬町	5.7
無名橋 4 0 5	矢田原町	2.2
無名橋 4 0 6	日笠町	3.9
無名橋 4 0 7	誓多林町	4.6
無名橋 4 0 8	誓多林町	2.8
無名橋 4 0 9	米谷町	7.7
椿尾橋	高樋町	9.4
無名橋 4 1 0	高樋町	8.9
無名橋 4 1 1	北椿尾町	5.5
無名橋 4 1 2	北椿尾町	6.0
無名橋 4 1 3	菩提山町	6.1
無名橋 4 1 4	矢田原町	2.4
無名橋 4 1 5	中畑町	3.2
無名橋 4 1 6	中畑町	2.4
無名橋 4 1 7	米谷町	5.5
無名橋 4 1 8	興隆寺町	6.4
無名橋 4 1 9	興隆寺町	5.2
無名橋 4 2 0	興隆寺町	3.8
無名橋 4 2 1	興隆寺町	5.2
安明寺橋	高樋町	7.4
無名橋 4 2 2	高樋町	7.5

無名橋 4 2 3	高樋町	7.0
虚空蔵橋	高樋町	7.2
無名橋 4 2 4	高樋町	7.5
無名橋 4 2 5	虚空蔵町	2.1
無名橋 4 2 7	北椿尾町	11.1
無名橋 4 2 8	北椿尾町	8.2
無名橋 4 2 9	北椿尾町	10.1
無名橋 4 3 0	三松一丁目	3.9
無名橋 4 3 1	三松二丁目	4.3
無名橋 4 3 2	中町	3.1
無名橋 4 3 3	あやめ池南七丁目	3.9
無名橋 4 3 4	西大寺南町	5.0
無名橋 4 3 5	西大寺芝町一丁目	5.0
無名橋 4 3 6	尼辻町	3.0
無名橋 4 3 7	あやめ池南七丁目	4.3
無名橋 4 3 8	青野町	2.3
無名橋 4 3 9	四条大路三丁目	2.0
無名橋 4 4 0	西木辻町	2.9
右京橋	右京	44.0
二番子橋	月ヶ瀬石打	3.2
西浦橋	月ヶ瀬石打	8.2
向出橋	月ヶ瀬石打	2.8
床治橋	月ヶ瀬石打	6.0
池町 2 号橋	月ヶ瀬石打	2.6
昭和橋	月ヶ瀬石打	6.7
西広橋	月ヶ瀬石打	8.2
辻出橋	月ヶ瀬石打	4.8
東谷橋	月ヶ瀬嵩	5.9
矢川橋	月ヶ瀬桃香野	4.8
西出橋	月ヶ瀬桃香野	14.3
タカへ橋	月ヶ瀬桃香野	7.1
滝谷橋	月ヶ瀬桃香野	5.2
洗場橋	月ヶ瀬桃香野	4.3
太郎谷 1 号橋	月ヶ瀬桃香野	7.2
太郎谷 2 号橋	月ヶ瀬桃香野	4.8
桃広橋	月ヶ瀬桃香野	2.5
向出橋	月ヶ瀬石打	3.2
下手橋	月ヶ瀬石打	9.4
切下し橋	月ヶ瀬石打	2.2
ヲヲブチ橋	下深川町	8.9
ツカモト橋	下深川町	6.0

中橋	下深川町	5.3
モンノ橋	下深川町	8.1
カンゼ橋	下深川町	5.5
乾前橋	上深川町	5.0
ヒガシタニ橋	上深川町	4.8
ササシダ橋	上深川町	4.1
倉立橋	小倉町	2.3
大半田橋	上深川町	2.0
前川橋	荻町	13.6
ヤグタ橋	針ヶ別所町	3.1
大谷橋	針ヶ別所町	4.6
三反田橋	針ヶ別所町	13.5
下戸ヶ橋	針ヶ別所町	9.7
庄谷橋	都祁馬場町	2.1
ゴブラ橋	針町	2.9
前川橋	針町	2.6
フセド橋	都祁白石町	10.0
赤イデ橋	都祁白石町	8.6
ツヅミ橋	都祁白石町	8.3
中池橋	都祁白石町	4.6
大橋	都祁友田町	6.0
金ヶ崎橋	都祁友田町	8.0
池の側橋	都祁甲岡町	2.0
無名橋 4 4 1	都祁友田町	7.4
無名橋 4 4 2	都祁友田町	6.0
無名橋 4 4 3	都祁友田町	7.4
宮池橋	藺生町	3.0
タデバ橋	都祁相河町	3.6
小谷橋	都祁相河町	2.4
宮前橋	都祁小山戸町	3.1
無名橋 4 4 4	都祁吐山町	7.7
ドウノマエ橋	都祁吐山町	6.8
古田橋	都祁吐山町	6.1
中尾橋	都祁吐山町	8.0
東垣内橋	都祁吐山町	7.2
ゑびす橋	都祁吐山町	8.0
宮前橋	都祁吐山町	3.3
そふか橋	都祁吐山町	4.5
ツチャ橋	都祁吐山町	4.4
オオバナ橋	都祁吐山町	6.8
スジカイ橋	都祁吐山町	5.1

無名橋 4 4 5	都祁吐山町	6.0
平城山跨道橋	佐保台西町	121.0
登美郷橋	二名町	31.7
学び橋	芝辻町三丁目	25.2
無名橋 4 4 6	中貫町	26.0
無名橋 4 4 7	中貫町	17.0
中畑跨道橋	中畑町	40.3
無名橋 4 4 8	大安寺西一丁目	25.7
無名橋 4 4 9	中登美ヶ丘六丁目	23.4
無名橋 4 5 0	白毫寺町	4.1
岩井川大橋	白毫寺町	97.2
左京横断歩道橋	左京一丁目	49.5

耐震補強実施対象橋梁リスト

道路橋名	所在地	橋長 (m)	事業執行期間	総事業費 (千円)
鶴舞橋	鶴舞東町	97.0	令和4年度～ 令和7年度	790,000
那羅山橋	左京一丁目	19.3	令和7年度～ 令和10年度	40,000
川田橋	都祁小山戸町	9.4	令和7年度～ 令和10年度	40,000
佐保橋	法蓮町	11.7	令和7年度～ 令和10年度	40,000

トンネルリスト

トンネル名	所在地	延長(m)
深川トンネル	下深川町	207
奈良阪トンネル	川上町	124
中ノ庄トンネル	別所町	1124

横断歩道橋リスト

歩道橋名	所在地	延長(m)
中町1号横断歩道橋	中町	62.7
緑ヶ丘横断歩道橋	青山九丁目	10.9
三条宮前歩道橋	三条宮前町	331.8
神功歩道橋	神功四丁目	30.2
中登美ヶ丘三丁目歩道橋	中登美ヶ丘三丁目	26
鳥見歩道橋	鳥見三丁目	26.4
西千代ヶ丘一丁目歩道橋	西千代ヶ丘一丁目	16.2
帝塚山南一丁目歩道橋	帝塚山南一丁目	52.8
記谷橋	右京一丁目	73.8

鶴舞橋歩道橋	鶴舞西町	170
中町2号歩道橋	中町	30
八軒町歩道橋	西木辻町	22
紀寺歩道橋	紀寺町	26.2
中登美ヶ丘歩道橋	中登美ヶ丘三丁目	17.9
登美ヶ丘中学校歩道橋	東登美ヶ丘三丁目	49.5
学園前駅北歩道橋	学園北一丁目	145
学園前駅南歩道橋	学園南三丁目	150
平城山旅客通路	佐保台一丁目	170
大和西大寺駅南北自由通路	西大寺国見町一丁目	75.5

門型標識リスト

道路標識	七条東町	—
------	------	---

ボックスカルバート

北部第638号線トンネル(歩道)	二条大路南一丁目	14.76
北部第638号線トンネル	二条大路南一丁目	14.76
中部第173号線トンネル	佐保台一丁目	148.3
中部第736号線トンネル	宝来四丁目	41.42
西部第429号線トンネル	学園南三丁目	50
六条奈良阪トンネル (歩道(西))	南京終町	15
六条奈良阪トンネル (歩道(東))	南京終町	15
六条奈良阪トンネル(車道部)	南京終町	15

別表 3

路線名		事業執行期間	総事業費 (千円)
①	一体線	令和 5 年度～令和 7 年度	33,369
②	水台線	令和 7 年度～令和 8 年度	69,431

別表 4

農村地域防災減災事業

地区名		事業執行期間	総事業費 (千円)
①	上鍋池地区	令和 7 年度～令和 9 年度	300,000
②	眞池地区	令和 7 年度～令和 9 年度	200,000
③	清水池地区	令和 7 年度～令和 9 年度	150,000

第6章 計画の推進と不断の見直し

1. 計画の推進と進捗管理

本計画は、重点化施策を中心に進捗状況等を踏まえつつ、計画的に施策の推進を図るとともに、各部局間のもとより、国、県、関係団体、民間事業者、市民等と連携しながら、効果的な施策の実施に努めていく。

また、定期的に進捗管理や評価等を行い、必要に応じて取組手法や目標等の見直しを図る。

2. 市の他の計画等の必要な見直し

本計画は、国土強靱化に係る市の他の計画等の指針となるべきものである。

本市における地域防災計画等、国土強靱化に関する他の個別計画等を見直しする際には、本計画の内容を基本として必要に応じて修正等を行う。

3. 計画の不断の見直し

今後、原則として奈良市第5次総合計画の見直しに合わせて改定する。

また、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行う。